

官 公 7 7  
平成28年6月22日

## 行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所  
弁護士 山中 理司 様

国 税 庁 長 官 迫 田 英 典



平成28年5月23日に請求されました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

|          |                                                      |
|----------|------------------------------------------------------|
| 行政文書の名称  | 消滅時効を援用して債務を免れた場合、免れた債務額について一時所得として課税の対象になるかどうか分かる文書 |
| 不開示とした理由 | 開示請求に係る行政文書は、作成しておらず、保有していないため、不開示としました。             |
| 担当課      | 長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 電話 03-3581-4161 (内線3499)         |

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。